（別紙２）

いただいた御意見に対する考え方（1回目の意見募集）

No.	いただいた御意見	御意見に対する考え方
1	電力会社の送電線利用の負担金を課す、という内容の様だが、 小規模が普通の 再生可能エネルギーにまで 負担を求めるのは、喫緊の温暖化抑止に 悪影響が有るので 反対だ。 グリーンエナジーの指針に則り、再生可能エネルギーは無負担とし、輸入再生可能資源による発電（バイオマス、ガス）や 熱機関である原発・火力発電から 重く徴収すべきだろう。 そもそも FIT 制度による影響で、再生可能エネルギーの売電価格は 上げられない。 再生可能エネルギーについては、費用負担を無くすべきだろう。	発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、これまで、小売事業者がすべて負担していた送配電設備の維持・拡大に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者に一部負担を求め、より公平な費用負担とするものです。こうした制度趣旨を踏まえ、今般措置する系統利用者回収金についても、発電事業者に一部負担を求める仕組みとしています。 一方で発電側課金の導入が再エネの最大限の導入を妨げないよう、既認定FIT/FIPについては、調達期間等が終了してから発電側課金の対象にすること、また、新規FIT/FIPについては、調達価格の算定において考慮することとされる等の措置が取られており、こうした整理は、今般の系統利用者回収金にも適用されます。
2	「特定系統整備準備引当金に関する省令」案について （意見） ・制定文中「第二十七条の十二」とあるのは、「同法第二十七条の十二」とすべきではないか。 ※省令レベルでは揺れがあるが、近時の政令の用例では、その指し示す条項を明確にする観点から意見のような規定とすることが通例と理解。	御意見を踏まえ、修正いたしました。